

平成14年(ワ)第19276号 平成15年(ワ)第6732号 損害賠償請求事件

意見書

平成16年11月21日

大阪外国語大学教授
松野明久

題

インドネシアの国民はなぜ、開発プロジェクトに
異議を唱えることができなかったのか

東京地方裁判所第49民事部 御中

インドネシアの国民はなぜ、開発プロジェクトに 異議を唱えることができなかったのか

松野明久

はじめに	2
1章 政権の非民主的性格.....	3
1. 政権誕生の経緯.....	3
2. 政権の基本的性格	4
3. 交代のありえない政権	5
4. イデオロギー支配	6
5. 反国家転覆法	8
6. 刑法.....	9
7. インドネシア国軍	10
2章 土地収用の強制性	12
1. 土地収用問題に関する国民の知識	12
2. ダム建設以外の土地収用問題	12
3. ダム建設に伴う土地収用問題	14
3章 異議申し立てのリスク	15

はじめに

私は、現在48才で、大阪外国語大学外国語学部においてインドネシア語・インドネシア現代社会論を教えています。インドネシアとのつき合いは東京外国語大学でインドネシア語専攻の学生となった18才のとき以来今年で30年になり、大学の研究者となってから22年になります。現代インドネシア社会論、中でも民主化、紛争解決を研究テーマにしています。

土地収用問題は、スハルト政権の強権的な開発政策の下、70年代にはすでにあらわれていましたが、開発が飛躍的に拡大した80年代後半、深刻な社会問題のひとつとなっていました。80年代後半から90年代にかけ、開発プロジェクトにからむ土地収用は、インドネシアではいろいろと議論された問題でした。

以下、私は、表題に掲げるテーマについて、本件が問題として浮上した1991年に至る時期の状況を中心に、専門家としての知見を述べます。意見書は以下の3章から構成されます。

- 1章 政権の非民主的性格
- 2章 土地収用の強制性
- 3章 異議申し立てのリスク

3章を通じて私が明らかにしたいことは、1980年代後半から90年代初めにかけてのインドネシアにおいて、国民が政策に異議申し立てを行うことが極めて困難であったこと、ましてや、何の権力ももたない遠い僻村の住民たちにとってそれは限りなく不可能であったということです。

そのために、まず、1章でスハルト政権の国民管理体系が、暴力による威嚇とイデオロギー教化の両面において80年代に完成をみたことを述べます。続いて2章で、80年代後半、本件と同種の土地収用問題がインドネシア各地で発生し、それがどのような運命をたどったかを述べます。そして3章で、こうした状況から、コトパンジャンの住民が80年代後半から90年代初頭にかけて政府に反対したとしたとして、そのリスクがどのようなものであったかを述べたいと思います。

1章 政権の非民主的性格

1 . 政権誕生の経緯

インドネシアは1945年8月17日に独立宣言を発し、4年の対オランダ独立闘争を闘って、49年12月にオランダからの主権委譲を勝ち取りました。初代大統領スカルノは、1959年7月5日の大統領令で「指導される民主主義体制」という独裁体制を敷き、以後、左派のインドネシア共産党(PKI)と右派の国軍、とくには陸軍との対立のバランスをとりながら、政権を維持していました。

冷戦時代、陸軍と共産党の対立激化を背景として、1965年9月30日、大統領親衛隊のウントゥン中佐率いる部隊が、スカルノ体制護持を掲げて陸軍首脳6人を誘拐・殺害するという事件をおこしました。9・30事件と呼ばれています。当時、インドネシア陸軍戦略予備軍司令官であったスハルト少将は、スカルノからその鎮圧の指揮権をえたことで急速に権力を伸長し、翌66年3月11日、事態収拾のための全権を委託され、事実上の最高権力者となりました。スハルトは1967年3月に大統領代行、翌68年3月には正式な第二代大統領となり、1998年5月21日に自ら引退するまで、30年に及び大統領の座を維持しました。

9・30事件はインドネシア現代史上きわめて重要な事件ですが、まだ解明されない部分の多い出来事です。スハルト及びインドネシア国軍は、ウントゥン中佐がインドネシア共産党の手先となっておこしたクーデターであり、責任は共産党にあると主張しました。一方、インドネシア共産党は当時、クーデターは陸軍内部の対立の結果生じたもので共産党は関与していないと主張しました。海外の研究者の間では、スハルト及び国軍が主張してきた共産党首謀者説をそのまま受け取ることはできないというのが一般的です。クーデターを計画していたのなら、共産党がなぜその後いともたやすく弾圧され、破壊されたのか説明が難しいというのがあります。スハルト政権時代、スハルト・国軍の主張に沿って歴史教科書が編纂され、それに異議を唱えることは不可能でしたが、1998年のスハルト政権崩壊後、9・30事件の真実探求が可能になり、当時の生き残りの証言が出てきています。

9・30事件の真相がどうであれ、その後、スハルトが共産党弾圧を指揮し、その過程で20万人から100万人に及び共産党員、その支持者、家族などを殺害したことは、スハルト政権の暴力的な性質を論じる上で重要なことです。スハルト率いる陸軍は、9・30事件後、スマトラ、ジャワ、バリなどでイスラム系青年組織などを使いながら、陸軍がそれまで最大の政敵とみなしてきたインドネシア共産党の関係者を大量殺害しました。この虐殺については、今もってその規模が正確にはつかまれておらず、大量埋葬地の発掘、犠牲者の確定はこれから

の課題です。¹また、スハルトは、虐殺の後、100万人から150万人に及ぶ共産党関係者を投獄し、中でもブル島という収容島で多数を強制労働に付したことはよく知られていることです。こうした政治囚は国際的な圧力もあって1979年までにはほとんどが社会復帰しましたが、復帰後も彼らは元政治囚(Ex-Tapol)と呼ばれて、選挙権の剥奪、移動の制限、公務員・教師・説教師・作家・記者など社会的影響力をもちうる職業に就くことの禁止など、市民権を制限されたままでした。

スハルトは大統領代行になった翌日、共産党を非合法化し、同年10月、共産党のクーデターを支援したとして、中華人民共和国との国交を断絶しました。(ちなみにソ連とは国交を維持しました。)そして疲弊した経済を建て直すために先進国から多額の援助を受け、開発政策を強力に推進していくことになるのです。スハルトはスカルノ時代を旧秩序と呼び、新しい時代を新秩序と呼びました。新秩序は1967年、スハルトが大統領代行になった時がその開始とされています。

2 . 政権の基本的性格

スハルト時代、スハルト政権の性格を一言であらわすことばとして、よく権威主義的(authoritarian)という形容詞が使われました。スハルト政権は権威主義体制だということです。また、海外では開発独裁(development dictatorship)という用語もよく用いられました。

権威主義的体制や開発独裁は、発展途上国に見られる、より効率的に開発政策を実行することのできる強力な指導力をもった体制をさしていました。そこでは基本的自由、人権、民主的手続きよりも、政治的安定を確保する強力な政権、合理的な経済政策立案、それをすみやかに効率よく実行する官僚機構が重視されました。

しかし、奇跡と称賛されたアジアの経済発展が1997年の通貨危機によって終わりを告げ、インドネシアが一定の民主化を遂げるにつれ、発展途上国には民主主義を無視した開発独裁が合っているというような横暴な議論は影を潜めるようになりました。今日では、民主主義は経済発展にとって不可欠であるという考え方が一般に支持されていると言えます。

インドネシアが、新秩序体制の下、1970年代から90年代初頭にかけて、先進国の経済学者たちからもそれなりに評価される経済発展をとげたのは事実です。東南アジア諸国の中では、シンガポール、マレーシア、タイには遅れをとるものの、フィリピンよりは良好とみなされていました。しかし、その経済発展は多額の債務によってまかなわれたもので、加えて経済発展と平行して、大統領一族を頂点とした開発にともなう利益分配の体系が築き上げられ、汚職が蔓延し、結局は不合理な経済システム、すなわちインドネシアで言うところの癒着・汚職・縁故主義(KKN)の体系ができ上がっていったのです。

1997年7月、アジアを襲った通貨危機がインドネシアに上陸し、インドネシア経済が未曾有の混乱に陥ったとき、国民はスハルト体制にもはや自らの利益の体系を修正することになる改革は不可能と判断し、体制変革を求めました。しかし、基本的自由・人権・民主主義を無視して成立したスハルト体制に自らを変革する意志と能力はなく、スハルトは、混乱と破壊がその極限に達し、多くの人命が失われ、外国政府の支援が得られなくなってはじめて、自ら引退を表明するにいたったのでした。

今では、スハルト体制は独裁体制と評されます。30年以上に渡って最高権力者であり続けた軍人スハルトは、自分の後継者たりえるナンバー2の登場を阻止しつつ、常に異なる権

¹ 日本語で読める最近の研究としては、倉沢愛子「インドネシアの9・30事件と住民虐殺」、『三田学会雑誌』94巻4号、慶応義塾経済学会、2002年1月、81-100頁。

力者・勢力をお互い競争させ、そのバランスの上に君臨していました。国軍をつかって国内の反対勢力をおさえつけ、政治的権力を背景に一族による巨大なビジネス帝国を築き上げたスハルトに反抗することは、誰もできませんでした。まさに独裁者と呼ぶにふさわしい人物だったと言えます。

3. 交代のありえない政権

スハルトは権力保持のため、堅牢な体制を作り上げました。

まず、憲法については、大統領権限が強大で人権条項が弱い45年憲法をそのまま維持しました。

大統領は5年に一度開催される国民協議会(国権の最高機関)で指名されましたが、国民協議会は国民がその8割を選出する国会に大統領が指名ないしは許可する議員を加えて成立し、スハルト以外の人物を大統領に推すことがありえない仕組みになっていました。² 端的な例として、1998年3月、通貨危機後スハルト退陣要求が盛り上がっていた中で開かれた国民協議会で、スハルトが全会一致で7選をとげたことが上げらるでしょう。これは国民の声が一票もそこに反映されていなかったことを意味します。このとき体制は自己変革が不可能であることを決定的にさらけだし、それが学生運動の爆発的な展開のひきがねとなったのでした。³

国民がその8割を選挙で選ぶ国会も、国民の声を反映させるものではありませんでした。政党は、1973年以降、ゴルカル(職能集団)、開発統一党(PPP)と民主党(PDI)の3つに制限されていました。インドネシアの定義にしたがって厳密に言うと、ゴルカルは政党ではなく、残りの2つが政党でした。ゴルカルは政党とはちがった特権的な組織であり、公務員を始め、あらゆる職業別集団を下部組織とした翼賛組織だったのです。公務員はゴルカルの下部組織(KORPRI)への加入が事実上義務づけられていたため、選挙において、公務員はゴルカルのために選挙活動をするのが常態となっていました。また政府は政党(つまりは野党)の指導者人事に口を出すことが法律によって保証されていました。⁴ 結果、5年に一度の総選挙ではゴルカルが7割程度の票を獲得しました。2つの政党は、単に複数政党制をとっていることを海外に示すためにだけ存在し、万年野党を運命づけられていたのです。

学生運動は、1977—78年に大きなうねりとなりますが、政府は学園正常化(1977年)の名のもとにキャンパスでの政治活動を禁止し、その後も続いた学生運動については指導者を逮捕し投獄しました。国立大学の教員は公務員ですから、彼らはゴルカルに加入しなければならず、自立した知識人であることは許されませんでした。

労働運動は、全インドネシア労働組合(FBSI)という唯一の組合しか許しませんでした。1975年大臣令によって、15の単組、20州に及ぶ代表部をもたなければ組合として認可されないことになったので、事実上FBSIに対抗する組合は不可能だったのです。労働争議に

² 1987年選挙の結果成立した国会は、議員500名中与党ゴルカルが299名、PPPが61名、PDIが40名、軍の指名議員が100名でした。これに100名の大統領指名議員と400人の軍・政党・地方選出議員を加えたものが国民協議会になります。梅澤達雄『スハルト体制の構造と変容』アジア経済研究所、1992年、39頁。

³ 松野明久「インドネシア—通貨危機の中、国民はいかに政権を見限ったか」、西口章雄・朴一編『転換期のアジア経済を学ぶ人のために』世界思想社、2000年、131・153頁。

⁴ 政党・ゴルカル法の和訳は以下を参照。梅澤達雄『スハルト体制の構造と変容』アジア経済研究所、1992年、153・160頁。

は国軍が出動して、これを鎮圧するということがしばしばありました。⁵

宗教団体や市民団体は、1985年以降、大衆団体法によって国是とされるパンチャシラ（建国の5原則）を唯一の綱領にかかげなければならず、設立・海外からの資金調達については、内務省の許可をえなければならなくなりました。内務省は民間団体の解散権を与えられていました。（パンチャシラについてはあとで説明します。）

表現の自由も著しく制限されていました。報道関係者はインドネシア記者協会に所属しなければならず、反政府的な記事を書く者は記者協会から出版に必要な推薦状がもらえない、といったことがありました。出版業界は政府の出版許可がなければ何も出版できませんでした。実際、有名な雑誌や新聞のいくつかは発行停止処分を受けています。法律では事前検閲制度はないことになっていましたが、反政府的な内容の出版物はしばしば事後検閲によって違法と認定され、所持が禁止されたり回収されたりしました。反政府的な演劇や詩の朗読会などは、警察から許可がでないことがありました。また、政府にとって報道されるとまずい事件がおきると、当局から電話がかかってきて記事を書かないように圧力がかけられました。これをインドネシアでは電話文化(budaya telepon)とっていました。⁶

結局、スハルト体制というのは、合法的な手段で政権交代を行うことのできない体制だったのです。国会は政府の政策を承認するだけで、「ゴム印」などと揶揄されていました。政党、労働組合、大学、マスコミ、NGO、宗教団体、どこへ行っても政府批判はできない仕組みになっていました。

4. イデオロギー支配

スハルト体制がフィリピンのマルコス体制に比べてなぜ長く存続しえたのか、という問いに対して、しばしばその強力なイデオロギー支配を特徴にあげることがあります。スハルト体制のイデオロギー研究は、海外の研究者のあいだでひとつの潮流でもありました。⁷それらの研究は言語の操作、教育を通じた教化、マスコミの統制といった現象がいかにスハルト体制の本質と不可分だったかということを示明かにしています。警察・軍の物理的な力による支配をハードな支配体系としますと、言語・教育・イデオロギーによる支配はソフトな支配体系といえます。このソフトな支配体系こそ、インドネシア人の内面を長きにわたって縛り続け、「安定と調和」をその表層において創出してきたものだったのです。

ここでは新秩序を支配した2つのイデオロギーについて述べたいと思います。ひとつは「パンチャシラ」と呼ばれる建国の5原則で、もうひとつは開発イデオロギーです。

パンチャシラは1945年、日本軍政下のインドネシアで、来る独立インドネシアの国家構想を議論していたインドネシア人の委員会で、のちに初代大統領となるスカルノが提起した、インドネシア統一のための基本理念です。1945年憲法の前文に採用され、スハルト時代は、あらゆる法律に先んじて尊重されるべき国家存立の基礎をなすとみなされていました。

パンチャシラについては多くの議論があり、私はパンチャシラのすべてがおかしいと思う立場の者ではありません。スカルノがこれを提起したとき、分裂の様相を呈していた民族主義

⁵ インドネシアの労働事情を批判的に見た論集として以下を参照。D. R. ハリス編（松野明久監訳）『インドネシア労働レポート 検証・経済成長と労働者』日本評論社、1996年。（原著は1995年出版。）

⁶ 報道の自由の制限についての概略は、報道の自由に関して国際的な監視を行っている以下の団体の報告を参照。Article 19, *The Press under Siege: Censorship in Indonesia*, 1994.

⁷ 私自身も論文を書いたことがあります。拙稿「東ティモールと現代インドネシアのイデオロギー」、『増補・アジアの差別問題』所収、明石書店、1993年。

運動の諸潮流が統一を見だし、インドネシアの国家統一の理念的基礎が具現したのは事実であります。その時の政治思想家としてのスカルノの誠実さを疑うことは、誰にもできないでしょう。パンチャシラには明らかに歴史的意義があります。

パンチャシラは、(1)唯一神への信仰、(2)公平で文化的な人道主義、(3)インドネシアの統一、(4)協議と代議制において英知によって導かれる民主主義、(5)インドネシア全人民に対する社会正義、の5つです。

パンチャシラの歴史的意義はその第一原則においてもっとも明確に現れています。インドネシアは国民の9割弱がイスラム教徒ですが、東部インドネシアを中心に非イスラム地域(ヒンドゥ教、キリスト教)が少なからず存在します。また、ジャカルタなど都市部を中心に華人もいます。また、インドネシア人でキリスト教である人もいます。したがって、イスラム主義者たちの要求にしたがって、イスラム教を国教にし、イスラム国家となれば、東部が分離運動を起こす可能性があり、インドネシアの統一は維持できないと考えられました。それで妥協案として「唯一神の信仰」が提示され、インドネシアは宗教国家ではないけれども、さりとてまったくの世俗国家でもないとなったのです。その具体的な現れとしては宗教省を設置し、宗教施設や活動に国家予算を一定程度投入することで、各宗教の発展に国家も寄与するということでした。

スカルノ時代、パンチャシラはスローガンでした。しかし、スハルト政権はパンチャシラを、その違反者を最高死刑に科することのできる法的強制力をもったイデオロギー支配の道具に仕立て上げました。

1978年、スハルトは大統領令でパンチャシラの普及運動を指示しました。それは「パンチャシラ道徳理解実践プロジェクト」(P4)と呼ばれました。ゴルカルの党员や公務員とその家族、イスラム指導者、企業家、大学新入生、家庭婦人、さらには売春婦までが研修を受けました。⁸そして小学校1年生から高校までのカリキュラムに「パンチャシラ道徳教育」という科目が設置されました。

先に述べた9・30事件で殺害された陸軍首脳の碑は、「パンチャシラの聖なる力の碑」と名付けられ、共産主義はインドネシア人の民族的アイデンティティであるパンチャシラを裏切ったため、パンチャシラを護持せんとする国軍がこれを粉碎したとの論理が歴史教育を通じて広められました。しかし、それはパンチャシラのもつ神聖な力が国軍をして共和国を救わしめた、とのレトリックでした。

また、パンチャシラの第4原則「協議と代議制において英知によって導かれる民主主義」は、伝統的な共同体の合議制を理念型としたもので、「英知によって導かれる」というところがポイントです。英知とは、指導者がもっているものであり、また専門的知識を身に付けた者たち(テクノクラート、技術者)がもっているものです。この第4原則は、問題の解決に際して対決的な方法を避けることを是とするもので、国民の異議申し立ての方法について制限を課すものでした。例えば、それは労使関係に適用され「パンチャシラ労使関係」なるものを生み、ストライキ権の制限を正当化する論理となりました。

さて、もうひとつの開発イデオロギーですが、これはパンチャシラのように憲法などに明記されたものではありませんが、新秩序の正統性の根拠となったイデオロギーであったという意味で重要です。

スハルト政権のスローガンは、開発でした。1968年以来、スハルト政権下の7つの内閣はすべて「開発内閣」と名付けられ、「5カ年開発計画」が1969年からスタートしました。1983

⁸ 石井米雄監修『インドネシアの事典』同朋舎、1991年。パンチャシラモラル向上プロジェクトの項目、356・357頁。

年3月10日、スハルト自身、国民協議会によって「開発の父」の称号を授けられ、スハルト時代最後の5万ルピア紙幣には、スハルトの微笑む顔とともに、飛行機や工場などの「開発」の成果を示す小さな絵柄がちりばめられました。

国営テレビは、毎日各地の開発の進展をニュースにして伝え、スハルトが各地の開発プロジェクトのオープニングを行う姿がよく放送されました。「開発」はインドネシアが国をあげて推進する事業であり、「開発」を理由に持ち出されれば誰も反対できない、ほとんど絶対的な正統性をもつことばになっていきました。

インドネシアの文化人類学者でスハルト時代の思想を評論してきたサティア・ワチャナ大学(当時)のアリエル・ヘリヤント氏は「『開発』と開発」と題する論文(英訳され海外でも読まれました)で、インドネシアの「開発」(pembangunan)ということばは4つのきわだった特徴をもっていと指摘しました。⁹

第一は、新しいものの礼賛です。これは、わかりやすく言えば近代化の単純な礼賛で、伝統的なものをまったくなくしてしまうわけではないにせよ、観光のアトラクション以上の価値をもたないような位置に低めてしまいました。

第二は、「開発」のプロセスにおいては、それを立案し、管理し、その果実を享受する人びとに特別の権利や正統性が与えられるということです。エンジニア、技術専門家、経済政策担当者などです。彼らは社会的に非常に高い地位が与えられ、彼らの言うことは正しいという雰囲気が醸成されました。

第三は、国民は「開発」のプロセスに動員はされたが、決して参加していたわけではないということです。国民がプロセスについて何かものを言ったり、批判をしたりというのは、「国家の安定と治安に対する脅威」だとの非難がなされました。

第四は、「開発」は、その単語のもともとの意味と一致して、工業化のためのインフラ建設をもっぱら行うものだったということです。

これらの特徴をわかりやすくまとめると、工業化のインフラ整備を中心とした開発が国家によって推進されたが、そのプロセスは経済政策立案者と専門的技術者が独占し、国民は動員はされるが決して参加はさせてもらえず、批判でもしようものなら国賊扱いされたということです。

とくに田舎で伝統的な生活をしている人びとは、近代化の対象にこそなれ、開発の主体たることを認めてもらえませんでした。彼らは愚かで、知識をもった専門家たちの言う通りにするのが正しい態度だとされたのです。政府は、開発イデオロギーを国営のメディアや学校教育を通じて普及させ、国民はこうしたイデオロギーによって内側から無力化されていきました。

実は、専門的知識への絶対的服従という態度は、インドネシアに限った話ではありませんし、インドネシアでもインフラ整備に限った話ではありません。例えば、インドネシアでは、医者から薬を処方してもらうときでも、人びとはそれがどのような薬か知らされもせず、ただ指示通りに飲むように言われることもしばしばでした。(今はかなり改善されています。)人びとは偉い人になぜと聞くということは失礼に当たると考えるようになっていたので、聞きたくても聞けなかったのです。

5 . 反国家転覆法

スハルト時代、パンチャシラに違反する者は反国家転覆法によって裁かれました。この法

⁹ Ariel Heryanto, "The Development of "Development"", in *Indonesia* 46, Cornell University, 1988, pp. 1-24.

律は、正しくは「国家転覆活動撲滅に関する大統領令1963年11号」と呼ばれるもので、スカルノが「インドネシア社会主義社会建設の革命を遂行している民族および国家の安全のために」発布したものでした。これに対してスハルトは「インドネシア社会主義社会」を「パンチャシラ社会」、「革命の目的」を「国家の目的」、「指導される民主主義」を「パンチャシラ民主主義」と読みかえることを定め、スカルノ時代にはなかったパンチャシラ違反の法的取り締まりを可能にしました。

スハルト時代の主要な反体制勢力は、この反国家転覆法によって裁かれました。例えば、1974年2月日本の田中首相がインドネシアを訪問した際、日本の経済進出に対する学生の不満が爆発して暴動となりましたが、その首謀者としてインドネシア大学学生会議長のハリマン・シレガルとインドネシア大学経済学講師のシャフリルが、反国家転覆法によって、それぞれ6年、4年半の刑を言い渡されました。また、1984年9月におきたジャカルタ港湾地区でのデモ隊への発砲事件「タンジュン・プリオク事件」では、その真相を書いた「タンジュン・プリオク白書」に同意したなどという罪で反国家転覆法により10年の刑を言い渡された、ダルソノ中将(退役)が非常に有名です。彼はもともとはスハルトと同舟の軍人として、スハルト政権(新秩序)成立の立役者の一人で、アセアン(東南アジア諸国会議)事務局長の要職にまで就いた人でした。政治腐敗の批判者として知られ、タンジュン・プリオク事件を理由に弾圧されたのです。さらに、独立運動のあるアチェ、パプア、東ティモールの活動家たちが国家反逆の罪に問われたことは言うまでもないでしょう。

ちょうどコト・パンジャンダム問題が浮上する直前、1989年から90年にかけて、2人の大学生と1人の大学実験室助手が、反国家転覆法によって7年、8年、8年6ヶ月の判決を受けました。彼らの罪は、私的な勉強会で討論を行い、反政府的な発言をしていたというものでした。いわゆる「勉強会裁判」です。とりわけ厳しく追及されたのは、3人のうちの1人、バンバン・イスティ・ヌグロホが、反体制勢力はイデオロギー的基礎をもつべきだという趣旨の発言をしたことでした。それまで無名であったこの3人は何か事件を起こしたわけでも、具体的な損害を与えたわけでもなかったのに、この裁判は政権が思想的な逸脱を許さないことを若い世代に示すためだけに行われたといえるでしょう。

われわれが理解すべきは、国家反逆の罪の軽重が、事件や被害の規模ではなくて、政権の正統性に対する思想的反逆の度合いに応じたものだったということです。この法律は、その人が何をしたかではなく、どのように考えたかを裁くものだったのです。

6 . 刑法

反国家転覆法とは別に、刑法(当時)のいわゆる不敬条項と憎悪拡散条項(hatred-sowing articles)がありました。これらの条項はオランダ植民地時代の刑法をそのまま引き継いだ結果残された条項で、植民地主義の廃絶をうたった共和国の指導者たちがこの条項をなくさなかったのは、やはり反体制勢力の弾圧に便利だったからでしょうか。

不敬条項は刑法134条の「正副大統領に対する意図的な侮辱」と137条の「正副大統領を侮辱する内容の文書、絵の配布、展示」、さらには207条の「政府機関、当局に対する侮辱」と208条「政府機関、当局を侮辱する意図をもつ文書、絵の配布、展示」の4条項をさしていました。刑罰はそれぞれ6年、1年4ヶ月、1年6ヶ月、4ヶ月となっていました。

憎悪拡散条項は、154条から157条までをさし、政府および特定の社会集団(宗教的、民族的等)に対する敵対意識、憎悪、中傷を公衆の面前で口頭、文書、絵などによって表明することを禁じていました。刑罰は、公衆の面前での政府に対する敵対意識云々の表明が7年、政府批判文書・絵の配布・展示が4年、公衆の面前での特定の社会集団への敵対意識

云々の表明が4年、その文書・絵の配布・展示が2年とされていました。

これらの条項は、政府に批判的な者たちを取り締まるのに使われました。1990年代に住民運動を支援した学生活動家や人権活動家が投獄されたのは、主にこれらの条項によってでした。

7. インドネシア国軍

今まで、抑圧体制の構造について述べてきました。しかし、何と云っても国民が恐れたのは国軍です。現代インドネシア社会の理解にとって、国軍に関する知識は不可欠です。内外のインドネシア研究者のある部分は国軍研究者といえるほど、国軍の研究は専門化しています。

スハルト時代、国軍は陸・海・空・警察の4軍から構成され、中でも陸軍が最大の勢力で政治的影響力をもっていました。(1999年に警察は国軍から切り離されました。)国軍は1983年公式発表で42万5千人を擁していました。¹⁰ スハルト自身国軍将校であり、共産党撲滅に陸軍が果たした役割は大きく、その後の体制では陸軍が大きな発言力を獲得しました。国軍は国防を司るほか社会勢力たらしとする、つまり二重機能(dual function)をもつと規定され、政治に参加していました。それによって国軍は国会に指定席をもち、内閣・外交・内政の種々のポストを割り振られ、独自に企業を運営して利益を国防費の補助に使っていました。

陸軍は、その軍管区制度によって州・県・郡レベルに司令部(必ずしも平行するものではありませんが)、村レベルに指導員を配置して、住民の間の反政府的な動向を事前に察知し、処理する体制を作り上げていました。

軍司令官は、地方では、ムスピダ(Muspida)といって「地方指導者懇談会」に参加しています。これは名前はおだやかですが、実態は、行政の長・警察長・軍司令官が三位一体となって、地方の反政府的動向を一丸となって封殺するための連絡会議であり、そこでもっとも権力をもっているのが軍司令官です。行政は治安問題となると、軍にすべてをゆだねざるをえません。

軍人は、昇進するにしたがって国軍本部およびその関連のポストに配属されるいわゆるエリート将校と、軍人としてのキャリアの最後を地方の軍管区で終えるような非エリート軍人に分れます。非エリート軍人は特定の地方の勤務に終始するため、その地方の利害とからみやすい傾向があります。軍人の給与は低く、彼らは軍人たる地位を利用していろいろとアルバイトしたり、住民からお金を巻き上げたりして、それを補っています。こうした腐敗の実態はまだ明らかにされていません。しかし、インドネシアの国民が日常の経験から語ってくれるところによれば、軍人は地方の組織犯罪、例えば賭博などに関わっているとみなされていますし、プレマンと呼ばれるヤクザ連中を子分にして、必要なときは自分たちの手を汚さず物事を暴力的に解決することも辞さないのです。

軍人は地方ではよくいえば名士、悪く言えばやくざの親分のようなものです。そういう軍人を恐れない市民はいません。彼らに睨まればどういふ運命が待ちかまえているか、誰もが知っていて、彼を怒らせないようにうまくつきあっているのです。反政府活動をしているなどになったら、彼らの絶好の餌食でしょう。

インドネシア軍による人権侵害の例は枚挙にいとまがありません。

¹⁰ 白石隆「国軍—その世代交替と変貌—」、安中章夫・三平則夫編『現代インドネシアの政治と経済—スハルト政権の30年』(アジア経済研究所、1995年)、95頁。

独立運動のあったパプア、アチェ、東ティモールでは国軍は事実上戦争をしていました。そこでは、敵殲滅のためであれば何でも許されると考え、あらゆる人権侵害が発生しました。国連の仲介で住民投票を行い2002年に独立した東ティモールでは、1975年にインドネシア軍が軍事侵攻し、独立派掃討作戦で約20万人の東ティモール人が死亡したと推定されます。とりわけ知られている事件は、1991年11月12日、東ティモールの中心都市ディリで午前8時におきたサンタクルス墓地での虐殺事件です。殺された独立運動家の葬儀に集まった若者たちにインドネシア軍が発砲し、100名以上の死者を出したのです。¹¹ また、1963年に国連暫定機構から行政移管を受けたパプアでは、その後も独立運動が続き、数十万人の犠牲者が出ていると言われていました。¹² インドネシア共和国成立当初から独立運動があり、70年代にそれが盛り上がったアチェでは、現在でも紛争は続いており、これまで数万人が死亡したと考えられます。¹³ これらの紛争地からは、恣意的な逮捕、拷問、超法規的処刑、レイプなどの事件がインドネシア国家人権委員会や現地の人権団体によって報告されていました。

1983年から2年間にわたり、主にはジャワ島で、本件の原告準備書面(4)42頁で「謎の発砲事件(mysterious shootings)」として言及されている犯人不明の殺人事件が5千件から1万件、発生しました。殺されたのは浮浪者やヤクザといった人たちで、治安の悪化に対するショック療法として陸軍が組織的に抹殺したと考えられています。スハルト自身、自伝の中で「あれはショック療法だった」と述べており、スハルトの自伝を書いたエルソンも、この発言を公的な関与を認めたものと解釈しています。¹⁴

1984年9月12日、首都ジャカルタの港湾地区タンジュン・プリオクで、政府のイスラム教に対する迫害に抗議した住民たちがデモを行っていた最中、インドネシア軍が発砲し、住民を殺害するという事件がおきました。政府発表の死者数は24人です。この事件は現在、インドネシアで特別人権法廷が開かれ審理中です。¹⁵

1989年2月7日、国軍は、南スマトラのランブン州ウェイ・ジュパラ村で、国軍の言うところのイスラム国家樹立運動グループに対する攻撃を行い、多くの住民を殺害しました。当時は犠牲者数は27人という数字が上げられていましたが、スハルト体制崩壊後、住民があらたに調べた数では274人にもものぼり、スハルト政権下の人権侵害として注目をあびる事件になっています。¹⁶

¹¹ 東ティモールにおけるインドネシア国軍の人権侵害、スハルト政権の抑圧的政策については、松野明久『東ティモール独立史』(早稲田大学出版部、2002年)を参照。

¹² パプアにおけるインドネシア国軍の人権侵害については、カルメル・ブディアルジョ、リム・スイ・リオン著(小野寺和彦訳)『インドネシアの先住民族と人権問題—西パプアにみる民族絶滅政策』(明石書店、1995年)を参照。

¹³ アチェにおける国軍の人権侵害について日本語でのまとまったものはありませんが、断片的には以下を参照。松野明久「アチェにおける人権侵害のルーツ」、アムネスティ・インターナショナル日本支部編『アムネスティ人権報告(3)子ども・世界・人権』(明石書店、1994年)、167-173頁。石橋重雄・井上治「インドネシアのアチェ分離独立運動」『拓殖大学海外事情研究所報告』26号、平成4年3月、1-11頁。

¹⁴ R. E. Elson, *Suharto: A Political Biography*, Cambridge University Press, 2001, pp. 236-238.

¹⁵ タンジュン・プリオク事件についてまとめたものとしては以下を参照。Pusat Studi dan Pengembangan Informasi (PSPI), *Tanjung Priok Berdarah*, Gema Insani, 1998.

¹⁶ ランブンの事件については以下を参照。Widjiono Wasis, *Geger Talangsari – Serpihan Gerakan Darul Islam*, Balai Pustaka, 2001.

2章 土地収用の強制性

1. 土地収用問題に関する国民の知識

スハルト政権のスローガンは開発であり、その具体的なあらわれのひとつは、いくつもの巨大インフラの建設・整備及び開発プロジェクトの推進でした。1980年代の後半、これらの公的あるいは民間事業にともなう土地収用のほとんどに強制がともなっていたと言われても、インドネシアでは誰も驚かないでしょう。

1980年代の後半、インドネシアのマスコミは土地に関する係争、とりわけ公共事業・民間開発事業にともなう土地収用の問題をしばしば取り上げていました。

また、ジャカルタのスラム地区の住民は往々にして法的に言えば違法な占拠者なのですが、開発プロジェクト推進のために彼らが追い出される様を、ジャカルタの市民たちは目にしていました。その方法たるや、ヤクザを使った暴力的な威嚇、放火によるスラム地区の物理的破壊、といった強引なものでした。1985年、コマ劇団というインドネシアでもよく知られた大衆劇団が「ゴキブリ・オペラ」というミュージカル風の芝居の中で、まさにゴキブリと評されたスラム地区の下層住民が開発プロジェクトのため放火によって追い出される様を描いて人気を博したことがあります。¹⁷

1990年には「民衆のための土地」と題する91年用カレンダーが9団体によって製作されました。カレンダーがスハルトとスハルト夫人を戯画的に描いていたため、政府は配付した団体の職員を起訴し、1993年に裁判をスタートさせました。裁判のその後の経過を私は知りません。ただ、90年当時、土地収用問題がNGOなどの主要な関心事となっていたことを物語っている事件だと思えます。

2. ダム建設以外の土地収用問題

スハルト政権下、開発プロジェクトにともなう土地収用は、早くは1971年に発表され、75年に開園したタマン・ミニ・インドネシア・インダ(美しいインドネシア・ミニ公園)計画が120ヘクタールの土地を使ったことから関心を集めるようになりました。場所が人口周密なジャワ島で、首都ジャカルタから10キロメートルほどしか離れていなかったため、強制的な土地収用が行われたのではないかと疑われます。この計画は2400万ドルという巨額な資金が浪費にあたるとして批判を浴びていたものです。¹⁸

1979年には、少なくとも2つの土地権をめぐる係争がインドネシアのメディアで報道されました。ひとつは、北スマトラ州北タパヌリ県のシリアというところで、森林省が再森林化を行おうと住民がコーヒーを栽培していた土地を収用したのです。反発した住民が逮捕され、拷問されたことが問題となりました。ある女性は、座っていた椅子を何度も引かれ、しりもちをついたため流産してしまったということです。¹⁹

¹⁷ コマ劇団のゴキブリ・オペラについての日本語の紹介は以下を参照。松野明久「コマ劇団の笑えない風刺」、松野明久編『インドネシアのポピュラー・カルチャー』(めこん、1995年)。この芝居に出てくる開発プロジェクトは日本が支援しているという想定になっている。

¹⁸ タマン・ミニ計画が約500世帯を移動させたとの記述が以下の本にある。Dianto Bachriadi dan Anton Lucas, *Merampas Tanah Rakyat: Kasus Tapos dan Cimacan*, KPG, 2001, p. 6.

¹⁹ 80年代の土地問題については、イギリスのインドネシア専門人権団体タポルが出していた雑誌が詳しく追いかけている。情報は基本的にインドネシアの国内で報道されたものに基づいている。タパヌリの件については、Tapol Bulletin No. 36, October 1979, p. 6.

もうひとつは東ジャワ州ジュンブル県のジュンガワでおきた係争です。そこにある3500ヘクタールに及ぶ広大な土地はオランダ植民地時代、オランダ資本のプランテーション企業が使用権をもっていました。企業が土地を使用しなかったため、1918年以来農民たちが当局の許可を得て、自分たちの土地として耕作していました。しかし、外国資本の国有化政策にともなってプランテーションはインドネシア国営となり、1977年には土地使用権はタバコ企業にわたされ、タバコ企業は土地を売却しようとしてきました。ただし1人当たり0.3ヘクタールに限るという条件だったので、それ以上の土地を耕していた農民は怒りました。土地を守ろうと立ち上がった住民は当局に逮捕され、7人が裁判にかけられ、6人が有罪(執行猶予)となりました。有罪の理由は、5人が違法な集会を開いたこと(判決は禁固1月)、1人が仲間の釈放を求めて威嚇したことでした(判決は禁固3ヶ月)。違法な集会というのは、警察の許可なく集会を開いたということで、反国家転覆法にいう国家反逆罪に問われたものです。ジュンガワのケースはこれで終わらず、1981年5月に7人の農民が拘束され、国軍の地方司令部で尋問を受けたあと刑務所に入れられ、数ヶ月も拘留されました。²⁰

1982年には、ボロブドゥル国立考古学公園プロジェクトで立ち退かされた人びとのことが話題となりました。ボロブドゥルは8～9世紀に建立されたと推定される世界最大の仏教遺跡で、19世紀に埋もれていたのを発見されました。1968年からユネスコの指揮で大掛かりな修復事業が始まり、1983年までかかりました。この過程で、1970年には遺跡から半径200メートル以内の住民は立ち退きを求められました。当時市場価格で1平米750ルピアのところ200ルピアの補償金でした。72年にはバスターミナルのための土地収用が行われ、1平米1250ルピアの市場価格に対し200-250ルピアしか補償されませんでした。さらに、70年代の後半から全体を考古学公園として観光地に仕立て上げるという計画が持ち上がり、遺跡から半径200—500メートルの地区(第3区域)は、博物館、駐車場、ホテル、商店、飲食店、土産物店などの施設区域とされました。住民は土地収用委員会が土地を不正確に測量している、補償金が合意されたものより低い、補償金をもらった世帯を役人が訪問して「寄付」を求めているなど、さまざまな問題を指摘していました。1981年、インドネシア仏教者協会会長アギ・チェチェ氏は、インドネシアの仏教者はボロブドゥル公園化計画に反対すると述べました。計画は商業化をすすめ、文化的価値に対する尊敬を失わせるものであり、それに何にもまして住民の犠牲が大きいことを理由に挙げました。²¹

1980年代後半、土地権をめぐる係争は広範囲にみられるようになりました。南ジャカルタのスティアブディでは、かつてはゴム園だった地域に1928年から住んでいた住民が不動産開発業者によって1月以内に退去するよう命じられ、西ジャワ州のクラワンでは教育を受けていない農民たちがだまされて土地を売られてしまうといった事件がありました。²²

1987年には、スマラン市当局が墓地を拡大したいため、付近に居住していた22世帯を不法占拠者として追い出そうとしました。当局の対応が非人間的だとの批判が高まり、住民は代替地と1万ルピア(7米ドル相当)を与えられました。スマラン市はまた、遊園地を建設し、そこへのアクセス道路を拡大しようと、道路付近の200軒以上の家を立ち退かせました。市当局は彼らは不法占拠者であるとして補償を行わず、家を襲撃して破壊しました。²³

²⁰ Tapol Bulletin No. 36, October 1979, p. 7; Tapol Bulletin No. 41/42, September/November 1980, p. 22; Tapol Bulletin No. 50, March 1982, p. 11.

²¹ Tapol Bulletin No. 54, November 1982, pp. 11-14. ボロブドゥル問題については現地住民が訴えている英文パンフレット(The Voice from the Heart of the People of Borobudur)があり、タポルの記述はそれに基づいている。

²² Tapol Bulletin No. 84, December 1987, pp. 4-5.

²³ Ibid.

補償金を着服するなどの汚職についても報道があります。例えば、中ジャワ州バンジャルヌガラ県ではマリチャン・ダム建設プロジェクトで移転する住民の補償金8千万ルピアを役人が着服してしまったという事件があり、西ジャワ州のチアンジュールでは8ヶ月も補償金を待たされたあと、半分を返すように命令されたという事件がありました。²⁴

1988年11月、北ランブン州に移住するよう命令され、それを拒否していた南スマトラのランブン州プロウ・パンゲン県の3つの村の住民の家が、ランブン州知事の命令で焼き払われるという事件がおきました。この村の人たちの多くは1953年以来、ジャワから自発的に移住してきた人たちで、コーヒー栽培で成功をおさめ、比較的裕福な農村となっていました。1977年から森林省の役人が入りコーヒーの木を伐り始めましたが、1988年に地域が保護林に指定されて移転を命じられたことで、一気に深刻な事態となりました。2376世帯のうちたったの575世帯しか移転に同意しておらず、燃やされた家は476軒にも及んだということです。放火は南スマトラ軍管区司令官プラト少将の指示で行われ、89年の5月頃まで続きました。²⁵

1988年には、西ジャワ州のパデガの土地問題が浮上しました。住民は1940年代からオランダ資本が放棄した土地を耕してきました。政府はオランダ資本接收政策によってこの土地を政府のものとし、民間会社にリースして、そこが住民から賃料をとって土地を耕させていました。しかし、そのリースも1980年に更新されず、政府は86年になって、お茶のプランテーション会社、スルヤ・アンダカ・ムスティク社にリースを決定しました。88年9月、それに抵抗していた住民が逮捕されました。住民は84年以来土地所有権を認めるよう政府に働きかけていましたが、86年に政府は土地利用の目的を変更してはいけないという理由で、土地をスルヤ社にリースしてしまったのです。逮捕された13人は裁判で7ヶ月から16ヶ月の判決を言い渡されました。²⁶

1989年、西ジャワ州のチマチャン村のゴルフ場建設にともなう土地収用問題では、ついに国軍が住民に発砲し、負傷させるという事態にまでいたりしました。287世帯の農家が32ヘクタールの土地で30年近く農業を営んできました。²⁷

3. ダム建設に伴う土地収用問題

以上述べた事例に加え、ダム建設にともなう土地収用問題は、本件と関連して重要だと思われるので、節を別にしてここに述べたいと思います。

クドゥン・オンボダムの問題は非常に有名で、原告弁護団によっても詳しく述べられていますので、ここでは詳しく述べません。インドネシアで移住政策やダム建設の問題点を指摘し続けてきたジョージ・アディチョンドロ氏によれば、クドゥン・オンボダム以外にも、5つのダム建設に反対する住民の抵抗運動が知られているということです。²⁸

第一は、東ジャワ州ボジョヌゴロ県のジパダム建設で、沈む土地は7千ヘクタール、5万人の住民は中スラウェシやジャンビに移住するよう求められていました。しかし、これに反対した住民14名は1976年7月10日、移転推進派の村長を殺害し、翌年20ヶ月から13年の禁固刑を裁判で言い渡されました。一方、政府は流血事件まで引き起こしたダム建設計画

²⁴ Ibid.

²⁵ Tapol Bulletin No. 91, February 1989, p. 6; Tapol Bulletin No. 94, August 1989, pp. 13-14.

²⁶ Tapol Bulletin No. 92, April 1989, p. 8; Tapol Bulletin No. 93, June 1989, p. 15.

²⁷ Tapol Bulletin No. 94, August 1989, p. 23; Tapol Bulletin No. 96, December 1989, p. 23;

²⁸ George J. Aditjondro, 'Balada Bendungan-bendungan Raksasa di Indonesia', in Stanley, *Seputar Kedung Ombo*, Elsam (Lembaga Studi dan Advokasi Masyarakat), 1994, pp. 17-37.

を中止しました。

第二は、中ジャワ州ウォノギリ県のカジャ・ムンクルダムです。51村を移転させるこのダムの規模はジパングダムよりはるかに大きかったのですが、住民は自発的に移転したとして政府がダムのわきに住民を讃える記念碑をたてています。実際には、住民は当初1平米28ルピアという、市場価格の1平米500ルピアからすれば極端に少ない補償金に強い抵抗を示し、結局は移住せず、ダムのグリーン・ベルト地帯に「移動した」だけの人たちも多かったようです。さらにこのダムで問題だったのは、当初予定された以上に水位が高くなり、51村以外に1650世帯が移住を余儀なくされたということです。

第三は、中ジャワ州バンジャルヌガラ県のマリチャダムです。1982年から住民の抵抗運動が始まりましたが、低い補償金を問題として裁判に訴えましたが敗訴しました。1990年になっても住民の一部はグリーン・ベルトに住み、ダム企業が植える樹木を伐るなどの抵抗を続けていたということです。

第四、第五は、西ジャワ州のサグリングダムとチラタダムです。これらのダムの反対運動は1982年に始まったということですが、途中、1986年10月12日、チアンジュル県チランジャン郡クルタジャヤ村の28才の青年で法学部卒業、マフディン・ヘルマントが殺害されるという事件がおきました。彼は法律の知識でもって住民を支援していたのです。彼の後輩たちの運動によって1987年7月28日、一人の民兵(ハンシブ)が13年の刑を言い渡され、二人の村長が解職処分となりました。また、殺害に関与した二人の警官については、1989年9月22日に17年と15年の刑が言い渡されました。

これらと1988年に大きな問題として報道されたクドゥン・オンボダムの事例を合わせれば、1990年の時点ではもう、インドネシアにおいてダム建設に伴う土地収用が一般的に強制性を有していたということは、十分に理解できることではないかと思います。

3章 異議申し立てのリスク

1980年代後半から90年代初頭にかけてのインドネシアで、もし、コトパンジャンの住民がダム建設に異議を唱えたらどうなっていたか、以上の状況からおおよその検討はつきます。

まず、ダム建設に反対することは、国家が推進する開発に反対することであり、民族の発展を妨害するエゴであると非難されるでしょう。住民はダムの重要性を理解できない蒙昧な民である、とも言われるでしょう。頑固に反対すれば、クドゥン・オンボの住民のように、あそこはかつて共産主義の拠点だったなどと、背筋が寒くなるような中傷を浴びせられたのはほぼ確実です。

住民の集まりをもってダム反対を議論したりすれば、「地下集会」を警察の許可なくもったとして逮捕される可能性があります。ましてや、政府の政策を批判するピラをつくったり、集会を行ったり、デモをしたりすれば、刑法の憎悪拡散条項に抵触します。デモを行って騒乱にでも発展したら、反国家転覆法の適用さえ受ける可能性があります。

しかし、住民がもっとも恐れるのは国軍でしょう。裁判にかけられるなら、殺されはしません。しかし、問題が大きくなりそうな場合、国軍は事前に活動家を襲撃し、いやがらせを行い、ひどい場合には誘拐して闇に葬ることさえ辞さないのです。事故に見せかけて殺すことも簡単です。

軍人は80年代、さまざまな人権侵害に手を染めてきましたが、その責任を追及され、実行者が裁かれたことなどありませんでした。軍人が人権侵害で裁かれたのは、1991年東ティモールでおきたサンタクルス虐殺事件が最初でした。東ティモールは国際人権問題であり、

各国政府の圧力があって裁判は行われました。しかしこの場合ですら、軍事法廷において規則違反で裁かれたのであって、殺人罪で裁かれたものではありません。軍人には文民の法廷で裁かれないという特権があります。したがって、コトパンジャンの住民に何かあっても、軍人が裁かれることなどありうるべくもなく、住民は殺されても泣き寝入りするしかないというのが現実的な認識だったはずで

もし、住民が移転を受け入れなかったらどうなっていたかを示すような事件が、1993年になって起きました。9月25日、マドゥラ島のニパー・ダム建設予定地でデモを行っていた約500人に対し、軍が発砲して4人が死亡、3人が負傷するという事件が起きたのです。ダムによって水没する村が4つあり、デモはダム建設に反対するものでした。射殺されたのは51才の女性、14才の男児、28才の男性、そして年齢不詳の男性でした。村人たちはそれまで共産主義者だとの誹謗を受けていたそうです。また、事件に先立つ8月11日、サンパン県長は村人に対し「このダム建設に反対する者は誰であろうと逮捕する。私は治安をあずかっているんだ。私には軍がついている。ただ命令しさえすれば済むんだ」と脅迫したそうです(エディトル誌、1993年10月20日号)。²⁹

地域の宗教指導者たちの抗議によって、当時のフェイスル・タンジュン国軍総司令官は、事件についての内部調査が指示されており、有罪が判明した者は罰せられると発表しましたが、その後まもなく警官2人と軍将校2人が更迭され、事件にピリオドが打たれたようです。

もし、コトパンジャンの住民が果敢な抵抗をしていたら、ニパーダムのような事件が起きていたのは必至です。しかも、スマトラの山間部の事件となれば報道統制はきわめて簡単で、その分、弾圧が厳しいものとなった可能性があります。1991年にサンクルス虐殺が起きるまで、インドネシア軍は国際世論など遠慮することがありませんでした。もし、決定的な対立に至れば、住民は当局と条件闘争することすらできなくなり、遠くの地への半ば強制的な移住(トランスマイグレーション)を受け入れざるをえなかったかも知れません。

政府の移住政策については、この意見書で論じることはできませんでしたが、パプアヤカリマンタンの開拓地へ移住すれば、二度と故郷の土を踏むことすらできなくなってしまう可能性があります。1999年にはマドゥラ島からカリマンタンに移住した人びとが400-500人、斬首されるという悲惨な事件が起きました。移住者に対する先住の人たちの反発、排斥が暴力的に噴出したのです。移住は現地で軋轢を引き起こす上に、実際に開拓農業が成功せず、近隣の都市に下層民となって流れ込むという結末の移住者も少なくないようです。こうした話を聞いていたコトパンジャンの住民が移住を頑なに拒否し続けたことは理解できます。それは、彼らにとって没落の道にしか思えなかったでしょう。

したがって、住民にとって、殺されないですむ、そして子どもの世代を没落から救う、現実的で可能な選択肢はただひとつ、移転を受け入れ、その中身をできるだけ実態のあるものとするよう、交渉に力を注ぐことしかなかったはずで

そして、実際、そのように事態は進行しました。しかし、それは住民が本当に移転を受け入れていたということを意味しないのです。そしてそういう住民のおかれた如何ともしがたい困難な状況を、当時のインドネシアのマスコミはある程度伝えていましたから、援助関係者が知らなかったというのはありえないことではないかと、私は思います。

(終)

²⁹ アムネスティ・インターナショナル日本支部『インドネシア 「新秩序」下の人権抑圧』、1994年発行、54-55頁。

履 歴 書

氏名（ふりがな）：松野明久（まつのあきひさ）
所属：大阪外国語大学 外国語学部
担当講座又は科目：アジア第2講座
勤務先住所：〒562-8558 大阪府箕面市粟生間谷東 8-1-1

学歴

昭和 55 年 3 月 25 日	東京外国語大学外国語学部インドネシア語学科卒業
昭和 57 年 3 月 25 日	東京外国語大学院外国語学研究科アジア第三言語専攻修士課程修了

職歴

昭和 57 年 4 月 26 日	国立国語研究所客員研究員（非常勤）に採用される
昭和 58 年 4 月 1 日	大阪外国語大学助手（外国語学部インドネシア語学科）に採用される
昭和 61 年 1 月 1 日	大阪外国語大学講師（外国語学部）に採用される
平成 3 年 1 月 1 日	大阪外国語大学助教授（外国語学部）に昇任
平成 11 年 6 月 30 日	国連東ティモール派遣団に派遣（地方選挙管理官）（平成 11 年 9 月 10 日まで）
平成 15 年 4 月 26 日	東ティモール受容真実和解委員会に派遣（歴史調査顧問・国連開発計画派遣）（平成 16 年 4 月 3 日まで）
平成 16 年 1 月 1 日	大阪外国語大学教授（外国語学部）に昇任
平成 16 年 4 月 4 日	東ティモール受容真実和解委員会最終報告執筆者・調査者（現在に至る）

学会及び社会活動

昭和 58 年 4 月	日本言語学会加入（現在に至る）
昭和 58 年 11 月	日本インドネシア学会加入（現在に至る）

研究業績

	著書・論文等の名称	単書・共 書等の別	発行・発表の 年月日	発行所・発表雑誌等又発表学 会等の名称
第 1 著書				
1	東南アジア大陸の言語	共著	S62.3.10	大學書林（東京都）

2	ナクロマ：東ティモール民族 独立小史	共著	H5.1.30	日本評論社（東京都）
3	増補・アジアの差別問題	共著	H5.1.30	明石書店（東京都）
4	アジアの先住民族	共著	H7.9.10	解放出版社（大阪市）
5	インドネシアのポピュラーカ ルチャー	共著	H7.12.24	めこん（東京都）
6	転換するアジア経済を学ぶ人 のために	共著	H12.4.20	世界思想社（京都市）
7	東ティモール独立史	単著	H14.12.10	早稲田大学出版部（東京都）
第2 論文				
1	削歯考-バリ島における削歯 の解釈を巡って	単著	S56.12	東京外国語大学インドネシ ア語研究室編『伊東・渋沢両 教授退官記念論文集』
2	インドネシア語の常用色名	単著	S59.3	「大阪外国語大学視聴覚外 国語教育研究」7号
3	インドネシア語の前置詞 UNTUKの” untuk + 動詞 ” にお ける願望標示機能について	単著	S59.3	「大阪外国語大学学報」第 64号
4	続・インドネシア語の動詞 UNTUKの” untuk + 動詞 ” にお ける願望標示機能について	単著	S60.3	「大阪外国語大学学報」第 66号
5	インドネシア語における移動 の終点と前置詞 di/ke	単著	S60.11	「大阪外国語大学学報」第 70-1号
6	書かれたものと演じられたも の-バリの宗教舞踊劇チャロ ナランについて	単著	S61.3	『世界口承文芸研究』7号(大 阪外国語大学)
7	テーマ・レーマとインドネシ ア語における受動の問題	単著	H2.9	「大阪外国語大学論集」No. 3
8	The Balibo Declaration -Between Text and Fact	単著	1999.9	Pedro Pinto Leite(ed.), “ The East Timor Problem and the Role of Europe ” , International Platform of Jurists for East Timor,The Netherlands
9	Reading the Unwritten:An Anatomy of Indonesian	単著	1999.9	Pedro Pinto Leite(ed.), “ The East Timor Problem and

	Discourse on East Timor			the Role of Europe” , International Platform of Jurists for East Timor,The Netherlands
10	東ティモールにおけるポスト・コンフリクトの課題	単著	H15.7	日本国際問題研究所「国際問題」 No. 520
第3 翻訳				
1	インドネシア映画小史	単著	S57.10	話の特集社（東京都）『映画が王様の国』に所収
2	インドネシアの昔話	単著	H2.1	偕成社（東京都）
3	孤独な愛の風景-1950年代のインドネシア文学から	単著	H4.11.30	現代企画室（東京都）
4	インドネシア労働レポート検証：経済成長と労働者	共著	H8.3	日本評論社（東京都）